

建設事業者の皆様の I C T 機器等導入経費の一部を補助します!!

—香川県 I C T 活用工事普及促進事業—

香川県では、I C T 機器等を導入しようとする県内建設事業者（建設業者及び測量・建設コンサルタント業者）の皆様に対し、必要な経費の一部を補助します。

1 事業目的

現在、県内建設事業者の従業員の高齢化や担い手不足は深刻な状況であり、建設現場における一人一人の生産性の向上が求められています。

香川県では、I C T 機器等を導入する建設事業者の方々に対し、必要な経費の一部に補助金を交付することにより、建設現場の生産性向上や従業員の負担軽減、職場定着に向けた取組み等を支援します。



2 補助対象事業者

次の①又は②であって、(1)～(5)のいずれにも該当する者

①建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく **建設業の許可を有しており、その主たる営業所の所在地が香川県内である者**

②**香川県内に本店を有し、補助事業の実施期間の属する年度（令和 7 年度）の「香川県測量・建設コンサルタント業務等指名競争入札参加資格者名簿」に登録されている者**

- (1) 中小企業法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者であること。
（資本の額又は出資の総額：3 億円以下、常時使用する従業員の数：300 人以下）
- (2) 県税（個人住民税を含む。）等の滞納がないこと。
- (3) 過去に香川県補助金交付規則（平成 15 年香川県規則第 28 号、以下「規則」という。）第 2 条第 1 号各号に規定する補助金等の不正受給がないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 香川県が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント業務、物品等の契約に係る指名停止措置を現に受けていないこと。

「香川県事業者の未来への投資を応援する総合補助金（未来投資応援補助金）」の交付決定を受けた I C T 機器等と同じ種別の機器等を交付申請することはできません。

（例えば、総合補助金の交付決定を受けて「自動追尾型トータルステーション」を購入している場合、I C T 補助金では「自動追尾型トータルステーション」以外の経費区分に属する機器等のみ申請できます。）

3 補助対象となる経費、補助金の額等

(1) 補助対象となる経費

補助対象 経 費	経費 区分	経費区分の明細	備 考
I C T 機器 等の導入に 要する右欄 に定める経 費	設備等 導入費	I C T 活用工事の実施につながり、建設現場における生産性向上に資する機器等で、以下に示すものの導入に要する経費（<u>機器等の購入に要するものに限る。ただし、(3) は補助事業の実施期間に係る使用料を含む。</u>） (1) 既存の建設機械へ I C T 機器を搭載（後付け） （2 D ・ 3 D） ・ マシンガイダンスシステム ・ マシンコントロールシステム (2) 3 D 測量機器 ・ 3 D レーザースキャナー ・ 自動追尾型トータルステーション ・ U A V （ドローン） ・ G N S S 受信機 (3) 3 次元設計ソフトウェア等	<u>補助対象経費は、交付決定後、令和 8 年 3 月 3 1 日までに支出される経費（現実に支払いが行われるもの）となります。</u> （事前や事後に発注・支出された経費は対象外です。）

(2) 補助金の額（補助率及び補助限度額）

- ・ 補助率 : 補助対象経費の 2 分の 1 以内の額
- ・ 補助限度額 : 1 0 0 万円を上限額とします。

※補助対象経費は、交付決定日から令和 8 年 3 月 3 1 日までに支出される経費（現実に支払いが行われるもの）となります（事前や事後に発注・支出された経費は対象外です）。

※補助対象経費は、既存事業と明確に区分できるもので、かつ領収書等の証拠書類によって金額が確認できるものに限ります。

※消費税及び振込手数料は、補助対象外です。

(3) 補助金交付回数の上限

同一の補助対象事業者への補助金交付は、1 回までとします。

4 募集期間、申請書類等

(1) 募集期間 令和 7 年 7 月 22 日（火）～ 8 月 21 日（木）

※提出方法：持参、郵送（当日消印有効）、電子メール又は香川県電子申請・届出システムによる電子申請

(2) 提 出 先

香川県 土木部土木監理課 契約・建設業グループ
〒760-8570 香川県高松市番町四丁目 1 番 1 0 号

（電子メール提出先：dobokukanri@pref.kagawa.lg.jp）

（香川県電子申請・届出システムリンク先 URL：https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=10084）

(3) 申請書類

書類名	備考
☐ 香川県 ICT 活用工事普及促進事業補助金 交付申請書（様式第 1 号） ☐ 申請者概要書（様式第 2 号） ☐ 事業計画書（様式第 3 号） ☐ 誓約書（様式第 4 号）	香川県ホームページからダウンロードしてください。
☐ 会社案内又は商業登記簿謄本（コピー可） （個人の場合は、住民票（コピー可））	会社案内などの現在営んでいる事業内容が確認できるもの又は商業登記簿（ <u>交付申請書提出日から起算して 1 か月以内に取得したもの</u> ）
☐ 県税事務所が発行する納税証明書 （すべての県税に滞納がない旨の証明書） （コピー可）	<u>交付申請書提出日から起算して 1 か月以内に取得したもの</u>
☐ 対象経費の算出根拠を証する書類 （コピー可）	見積書、設計書など
☐ 事業内容の確認に必要な書類等	機器のパンフレット、写真など

※申請書類は、各 1 部提出してください。

※見積書（対象経費の算出根拠を証する書類）について

機器等 1 件あたり 100 万円（税込）を超える発注にあたっては、2 者以上の見積書を徴収し、より安価な発注先を選んでください。

ただし、発注する機器等の性質上、2 者以上から見積書の徴収が困難な場合は、該当企業等を契約の相手方とする理由書を提出してください（様式は任意）。

1 件あたりの金額（税込）	見積徴収数
100 万円以下	1 者の見積書が必要
100 万円超	2 者以上の見積書が必要

(4) 申請方法等

申請に関する手続の詳細については、香川県のホームページでご確認ください。

https://www.pref.kagawa.lg.jp/dobokukanri/kensetsu/kensetsujinzai/kensetsujinzai_potal.html

🔍「香川県建設業担い手確保・育成ポータルサイト」で検索

○募集期間終了後に、審査会において申請内容を審査した上で交付を決定します。

○予算の範囲内で交付を決定しますので、すべての要望にお応えできないこともあります。

○交付申請書等の各種様式及び記載例は、香川県のホームページからダウンロードして使用してください。

5 審査方法及び審査項目

(1) 審査方法

○審査会において、10 業者程度を選定します。（※先着順ではありません。）

○審査は、提出いただいた事業計画書等に基づく 書類審査により実施します。

(2) 審査項目

審査の主な視点は、以下のとおりです。

① 事業の妥当性

- ・ 事業の内容・費用は妥当か。
- ・ 事業の実施方法は適当か。
- ・ 既に補助対象物件を取得したり、他の補助事業の対象となっていたりしていないか。
- ・ 事業のほぼ全部を第三者に委任する等の内容となっていないか。

② 事業の有効性

- ・ I C T機器等の導入による成果が十分に見込まれる内容か。
- ・ 事業内容が生産性の向上、人材の確保等に寄与するものであるか。
- ・ 事業内容が従業員の負担軽減や就労環境の改善に寄与するものであるか。

③ 実施の確実性

- ・ 補助事業の実施に十分な能力があるか。
- ・ 補助対象期間内に事業が確実に完了するか。

④ 事業の独自性

- ・ 創意工夫を凝らした独自の取組みであるか。
- ・ 業種又は地域における先導的な取組みとしてモデルとなりえるか。

⑤ 事業の持続性・波及性

- ・ 補助事業終了後も継続した取組みが期待できるか。
- ・ 他の事業者にも取組みが広がるような、効果的な普及啓発が期待できるか。
- ・ 活動内容が優れており、I C Tの波及効果が期待できるか。
- ・ 活動内容の対象者及び参集方法等が優れており、普及啓発が期待できるか。

6 補助事業者の決定

令和7年8月中旬～9月下旬を目途に、申請者の中から補助事業者を決定し、「香川県I C T活用工事普及促進事業補助金交付（不交付）決定通知書」により、申請者に通知します。

7 補助事業スケジュール

時期	内容
7月22日(火)～8月21日(木)	交付申請書受付期間
8月中旬～9月下旬	審査、補助事業者の決定（交付決定）
9月下旬	事業着手（交付決定後）
事業完了時（令和8年3月末までに事業を完了）	実績報告、完了検査、補助金交付

※上記スケジュールは、目安であり、変更となることがあります。

8 補助金を受けるに当たって

補助事業を行う際には、次の事項に注意してください。

- (1) 補助事業の着手（機器の注文・購入手続等）は、補助金の交付決定通知後になります。
- (2) 補助金の支出は、補助事業が完了し、実績報告書を提出していただいた後になります。
その間、補助対象経費であっても支払いが先行することになるので、資金確保が必要です。
- (3) 補助事業の完了には、機器等の納品だけでなく、購入代金の支払いの完了が必要となります。（令和8年3月31日までに、機器等の購入、納品、支払いを全て完了させる必要があります。）
- (4) 補助事業完了後、実績報告の提出が必要です。
（30日以内又は4月10日のいずれか早い日まで）
- (5) 補助事業に関する経費については、その収支の事実を明確にした書類を整備し、その書類を補助事業の終了した日の属する会計年度終了後5年間保管してください。

- (6) 原則として、同一のＩＣＴ機器等について、他の補助金と重複して交付申請することとはできません。（他の補助金で不交付決定を受けた機器等を申請することは可能です。）

9 活用実績等の報告等

- (1) 補助金の交付決定を受けた方は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度に、以下①・②について報告が必要です。（令和9年3月10日までに実施結果報告書（様式第16号）を提出いただきます。）
- ① 補助事業により導入したＩＣＴ機器等の活用状況
 - ② ＩＣＴ活用の普及啓発活動（同業他社への研修会・講習会の実施、ホームページ・SNSを活用した広報等）の実施及びその活動結果
- (2) その他、県の行うＩＣＴ機器等の活用効果等に関する調査やアンケート、広報等への協力をお願いすることがあります。

10 書類等の提出先・問い合わせ先及び提出方法

- (1) 書類等の提出先・問い合わせ先

香川県 土木部土木監理課 契約・建設業グループ
〒760-8570
香川県高松市番町四丁目1番10号
電話番号 : 087-832-3507
FAX番号 : 087-806-0220
E-mail : dobokukanri@pref.kagawa.lg.jp



- (2) 書類の提出方法

- ① 県に提出する書類の部数は1部で、郵送の場合、交付申請書は必ず、簡易書留や一般書留、又は、特定信書便事業者が行う配達記録付きのサービスで送付してください。（交付申請書以外は普通郵便で送っていただいても構いません。）
- ② また、県から問い合わせをする場合がありますので、提出の際には、必ず提出物のコピーをとって保管しておいてください。
- ③ 書類の送付方法について
 - ・ 信書を送達できる者により送付してください。
 - ・ 申請書や実績報告書等は「信書」に該当するため、これを送達できるのは、次のいずれかの者に限られます。一般の宅配便での送付はできません。
 - (1) 郵便事業株式会社（郵便法（昭和22年法律第165号））
 - (2) 総務大臣の許可を受けた信書便事業者（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号））
 - ・ 配達記録が確認できる方法で送付してください。
 - ・ 申請書や実績報告書等が間違いなく県の補助金受付に到着しているかどうかは、申請者において配達記録で確認していただく必要があります。県では、未着のものについての確認はできません。
 - ・ 封筒の表面に補助金関係書類であることを明示してください。
（封筒の表面に「香川県ＩＣＴ活用工事普及促進事業補助金交付申請書 在中」と朱書きしてください。）
- ④ 電子メールでの提出も可とします。電子メールで提出する場合、メール標題は「香川県ＩＣＴ活用工事普及促進事業補助金交付申請（申請者名）」としてください。
- ⑤ 令和7年度から、香川県電子申請・届出システムでの提出が可能になります。積極的にご利用ください（リンク先URL：https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=10084）。

香川県 ICT 活用工事普及促進事業 に関するQ & A



○補助対象について

Q 1 : 補助対象となる機器等の種類は限定されているのですか。

補助対象となる機器等は、2 P 「3 補助対象となる経費、補助金の額等」の「(1) 補助対象となる経費」の「経費区分の明細」に赤書きで記載する7種類のみです。それ以外の機器等の購入は、補助対象となりません。

Q 2 : リース、レンタルで機器等を導入する場合も補助対象として認められますか。

リース、レンタルによる機器等の導入は、補助対象とはなりません。
事業所で機器を購入し、取得いただく必要があります。リース後に買い取りオプションがあるものについても補助対象としていません。
ただし、「3次元設計ソフトウェア等」については、補助事業の実施期間に係るソフトウェア使用料も補助対象として認められます。(詳細はQ 9を参照してください。)

Q 3 : 購入した機器等は、補助金が交付されてからどのくらい使用しなければならないのですか。

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている期間(5年)以上は使用できるものを購入してください。5年未満で機器等の処分や譲渡を行うと、補助金を返還していただくことになります。

Q 4 : 中古品の機器の購入は補助対象となりますか。また、ドローン業務代行業者やインターネットの購入サイトから購入することは可能ですか。

中古品の購入は、補助対象とはなりません。
機器等の購入先について指定はありませんが、購入する機器の仕様がわかる書類(パンフレット等)のほか、見積書、納品書、領収書等の発行が可能であることをご確認ください。

Q 5 : 購入した機器等の操作に関する職員の研修に要する費用等を、補助対象経費に含めてもよいですか。

購入した機器等を操作するために講習を受講したり、研修会に参加したりした場合の費用(講習受講料、旅費、講師への謝金等)は、補助対象とはなりません。

Q 6 : 本体に付随する付属品は、すべて補助対象経費に含めてもよいですか。

機器等の操作に必要な付属品(コントローラー、操作端末、ソフトウェア等)は、補助対象となります。ただし、ライセンス料や保守契約料、関連アプリの使用料等は、補助対象とはなりません。

Q 7 : 交付申請前に購入した機器等は、補助対象となりますか。

交付申請時点で機器等を購入済みである場合、また、購入はまだでも発注手続を行うなど事業に着手している場合は、支払いが完了していなくても、補助対象とはなりません。
交付決定後に機器等の発注等の購入手続を行う場合のみ補助対象となります。

Q 8 : 見積書、仕様書等の作成に要する費用は、補助対象となりますか。

補助対象とはなりません。

Q 9 : 3次元設計ソフトウェア等の補助対象経費は、どのように算出されますか。

ソフトウェアを買い切る（一度購入すれば永年で使用可能な）場合、購入費用（交付決定日から令和8年3月31日までに支払われるもの）が補助対象経費です。

定額制サービス契約（サブスクリプション等）によってソフトウェアを使用する場合、補助事業の実施期間に係る使用料が補助対象経費となります。（算出例を以下に示します。）

（例）3年間のサービス契約を締結する場合（交付決定日：令和7年8月26日）

- ・ サービス使用開始日：令和7年9月1日
- ・ 補助事業の完了日：令和8年3月31日
- ・ 補助事業の実施期間：令和7年9月1日～令和8年3月31日（212日）
- ・ 使用期間：3年間（1095日）
- ・ 使用料金：2,000,000円（3年間分）

$212日 / 1095日 = 0.19$ （小数点第3位以下切捨て）

$2,000,000円 \times 0.19 = 380,000円$ （小数点以下切捨て）

Q10 : 3次元設計ソフトウェア等をインストールし、操作する端末（高性能PC等）は、補助対象となりますか。

高性能PC等の端末は、補助事業以外の事業（補助を受けて購入したソフトウェア以外の操作やその他事務作業）に使用することができるため、補助対象とはなりません。

○購入・支払方法等について

Q11 : 支払いは、いつまでに完了していなければなりませんか。

本事業は、年度内に事業が完了したものに対して補助するものであるため、令和8年3月31日までに支払いが完了していなければ補助を受けることができません。

3月31日に支払いの手続きを行い、購入先の口座に代金が振り込まれたのが4月1日になった場合は、年度内に支払いが完了したとは言えませんのでご注意ください。

Q12 : 割賦あるいは手形で機器等を購入したいのですが、補助金の交付は受けられますか。

補助金の交付を受けることは可能ですが、令和8年3月31日までにすべての支払いを完了する必要があることにご留意ください。

決済が翌年度にわたるような割賦、手形等による購入の場合は、補助金の対象となりません。リース会社の割賦を使う場合であっても同様です。

Q13 : ネットバンキングによる振込で支払いを行った場合、支払いを証する書類としてどのような書類が必要ですか。

購入先に対し、領収書の発行を求めてください。

Q14 : 交付決定後に事業計画（補助対象経費額）を変更してもよいですか。

増額又は20%を超える減額をする場合は、あらかじめ変更承認申請書を提出してください。

○その他

Q15：昨年度に補助金の交付を申請したのですが、審査の結果、不交付となりました。
この場合、今回再度交付申請を行うことは可能ですか。

昨年度にご応募いただき不交付となった方も、今回改めて申請を行っていただいて問題ありません。ただし、添付書類は期限等が有効なものに置き換える必要があることにご注意ください。
なお、過去に補助金の交付を受けられた方は、今回は対象外とさせていただきます。
(ＩＣＴ機器等導入補助は、令和３年度から実施しています。)

Q16：補助事業の完了した日の属する年度の翌年度に、補助事業により導入したＩＣＴ機器の活用状況の報告とＩＣＴ活用の普及啓発活動の実施及びその活動結果報告が必要とありますが、これらは必ず行わなければいけないのですか。
また、もしも普及啓発活動を実施できなかった場合は、どうすればよいですか。

ＩＣＴ機器等の活用状況の報告とＩＣＴ活用の普及啓発活動の実施及びその活動結果報告は補助金の交付の条件となっているため、香川県ＩＣＴ活用工事普及促進事業補助金実施要領第９条で定める期日（令和９年３月１０日）までに必ず報告書を提出していただく必要があります。
この報告を提出期限までに行わなかった場合、また、事業計画書及び事業報告書に記載した普及啓発活動を実施しなかった場合は、交付の条件に反することとなり、補助金を返還していただくことになりますので、計画的な実施をお願いします。

Q17：令和６年度末に募集された「香川県事業者の未来への投資を応援する総合補助金」に申請し、ＩＣＴ機器等に係る交付決定を受けました。この機器等について、ＩＣＴ補助金でも交付申請することはできますか。
また、ＩＣＴ補助金と同時期に募集されている国の補助金に、同一機器について交付申請してもよいですか。

総合補助金で交付決定を受けたＩＣＴ機器等と同じ種別の機器等は、ＩＣＴ補助金で交付申請することはできません。ただし、異なる種別の機器等であれば、申請いただいて差し支えありません。(なお、同じ種別の機器等であるかは、ＩＣＴ補助金における補助対象機器の種類に基づいて判断します。補助対象経費については、Ｑ１を参照してください。)

原則として、同一機器等について他の補助金と重複して交付申請することはできません。申請していた場合も、一方で交付決定となれば、ＩＣＴ補助金の申請は取り下げさせていただきます。

